

委託契約条項（通常使用） 新旧対照表

新	旧
<p>(契約金の支払) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めたときは、受注者は、<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対し、その保証証書を寄託して契約金額の 10 分の 3 以内の金額（1 万円単位とし、1 万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。</u> 4 (略) 5 <u>受注者は、第 3 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(契約金の支払) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めたときは、受注者は、契約金額の 10 分の 3 以内の金額（1 万円単位とし、1 万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。 4 (略)</p>

委託契約条項（総合評価落札方式用） 新旧対照表

新	旧
<p>(契約の保証) 第 12 条の 2 (略) (1)・(2) (略) (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「<u>保証事業法</u>」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 2～5 (略)</p> <p>(契約金の支払) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めるときは、受注者は、<u>保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする保証事業法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対し、その保証証書を寄託して契約金額の 10 分の 3 以内の金額（1 万円単位とし、1 万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。</u> 4 (略) 5 <u>受注者は、第 3 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(契約の保証) 第 12 条の 2 (略) (1)・(2) (略) (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 2～5 (略)</p> <p>(契約金の支払) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めるときは、受注者は、<u>契約金額の 10 分の 3 以内の金額（1 万円単位とし、1 万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。</u> 4 (略)</p>

委託契約書様式 新旧対照表

新	旧
委 託 契 約 書	委 託 契 約 書
1 委託番号	1 委託番号
2 委託業務名	2 委託業務名
3 委託場所 地内	3 委託場所 地内
4 履行期間 日間 年 月 日から 年 月 日まで	4 履行期間 日間 年 月 日から 年 月 日まで
5 契約金額 _____ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円	5 契約金額 _____ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
6 契約代金の支払 (1) 前金払 す る (2) 部分払 し ない	6 契約代金の支払 (1) 前金払 す る (2) 部分払 し ない
7 契約保証金 免 除	7 契約保証金 免 除
8 内容及び実施条件 別冊仕様書のとおり	8 内容及び実施条件 別冊仕様書のとおり
9 その他	9 その他
<p>上記の委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し上記条件のほか新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び別紙委託契約条項によって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（<u>本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</u>）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発注者 新潟県 新潟県知事 印 代表者</p> <p>受注者 住所 氏名 印</p>	<p>上記の委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し上記条件のほか新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び別紙委託契約条項によって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発注者 新潟県 新潟県知事 印 代表者</p> <p>受注者 住所 氏名 印</p>